

# 令和4（2022）年度農地中間管理事業評価

令和5(2023)年6月20日  
農地中間管理事業評価委員会

## 1. 貸借実績について

中間管理機構を活用した貸付面積の累計は 9,912ha、令和4年度の貸付面積は 1,875ha と、中間管理機構の創設以来最多の実績となった。

また、令和4年度の栃木県の担い手への農地集積面積は 64,506ha であり、集積率は 53.1%となった。これは、全国で 15 位という地位にある。

## 2. 事業の推進について

中間管理機構では、市町、市町公社等 40 団体と業務委託契約を締結し、20 市町に 32 名の機構集積協力員を設置して事業の推進を図っている。また、栃木県、県農業会議、JA 中央会、県土連、県農業振興公社の5者協定に基づく一体的な推進を図っている。

## 3. 今後の課題等について

### (1) 担い手への農地集積と農地中間管理事業

農地集積率 8 割を目標に、関係機関・団体と連携し、利用しやすい事業の仕組みづくりや集積計画から促進計画への貸借の移行、相対貸借の掘り起こしを進める必要がある。

### (2) 農地集積と担い手の確保対策

耕作放棄地を防止し、農地集積を図るためには、併せて担い手の確保育成にも取り組む必要がある。農地の受け手となる個別担い手の確保と経営強化、集落営農や市町・JA 出資法人などの担い手組織の経営基盤の強化を進めることが重要となる。特に、市町・JA 出資法人は、出し手と担い手双方から耕作放棄地防止の保険的機能を期待されることから、公的な位置づけや研修機能の追加、経営強化の支援策などを検討する必要がある。

### (3) 地域計画の策定と中間管理機構の支援

県段階の促進計画への移行の前提となる地域計画の作成が各市町で進められ、モデル地区などを中心に話し合いが進められている。中間管理機構も含めた関係機関・団体の支援体制を構築し、地域計画のエリア決定の段階から支援し、参加者が農地と担い手に関する将来像を共有でき、農地集積・集約化に繋がる動ける計画としていくことが重要である。

### (4) 令和7年度に向けた実務面の体制整備

令和7年度以降、中間管理機構が取り扱う貸借は3倍以上に増加すると予想され、事務処理に係る役割分担や体制強化の検討が必要である。特に、市町段階の集積計画が相対の貸借へ移行することを防止し、県段階の促進計画へ全て移行させていくためには、事務の簡素化と迅速化が重要である。

## 4. 総合評価

地域計画の話し合いや地域ぐるみの担い手の確保育成を支援するとともに、県段階の促進計画への円滑な移行を図るため、関係機関等との連携の下、中間管理機構がより積極的に取組を進めていくことを期待する。

今後、中間管理機構の事務の簡素化、迅速化が重要になることから、必要な制度の運用改正を国へ要望していただくことも重要である。